



令和2年6月12日

奈良市保健所長 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる
PCR検査対象の拡大について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要です。

このため、本県においては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとしました。

つきましては、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とします。このため下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査対象者とし受診調整いただきますようお願いいたします。

記

（例）

- ・検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など



令和2年6月12日

郡山保健所長
中和保健所長
吉野保健所長
内吉野保健所長

殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる
PCR検査対象の拡大について（通達）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要である。

このため、本県においては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとした。ついでには、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とする。このため下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査対象者とし受診調整をすることを指示する。

記

（例）

- ・検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など



令和2年6月12日

帰国者・接触者外来を設置する医療機関
発熱外来認定医療機関

管理者 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる
PCR検査対象の拡大について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要です。

このため、本県においては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとしました。

つきましては、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とします。このため下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査対象者として受診調整しますので、対応方よろしく願います。

なお、感染拡大防止のため、抗原検査及び唾液PCR検査を活用し、検体採取から判明までの期間をできる限り短くするよう、併せて願います。

記

（例）

- ・検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など



令和2年6月12日

奈良県病院協会
奈良県医師会
奈良県歯科医師会
会 長 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる
PCR検査対象の拡大について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要です。

このため、本県においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとしました。つきましては、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とします。このため、下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査の実施につなぐようご対応をお願いします。

記

（例）

- ・検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など